

〈特定建設作業に係る規制基準〉

規制種別	地域の区分	規制内容	規制の適用を受ける対象作業
騒音基準値	① ②	敷地境界線で85デシベル	騒音規制法，市条例対象
振動基準値	① ②	敷地境界線で75デシベル	振動規制法，市条例対象
作業時刻	①	午前7時～午後7時	騒音規制法，振動規制法及び市条例対象
	②	午前6時～午後10時	
1日あたりの作業時間	①	10時間以内	
	②	14時間以内	
作業期間	① ②	連続6日を超えないこと	
作業日	① ②	日曜，休日の作業禁止	

(備考)

・地域の区分の①（第1号区域）とは騒音規制法第3条第1項の規定により高知県知事が定めた区域の区分のうち第1種～第3種区域，②（2号区域）とは第4種区のこと。ただし，学校，病院等の周囲80mの区域は，地域の区分は①となる。

・災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外の規定が設けられている。

・上記規制基準に適合しない場合，市長は工事施工者に対し騒音等の防止の方法の改善又は作業期間の変更を勧告，命令できる。

〈特定建設作業の注意事項〉

◎特定建設作業を伴う工事を施工しようとする者は，作業期間の開始の7日前までに市長に届出なければならない。（これに違反した場合は罰則規定が設けられている。7日前とは届出の日及び作業開始日は算入しない。例えば作業開始日7/18の場合，届出は7/10までに行うこと。）

◎工事施工者において，できるだけ広い範囲の付近住民に対し，事前に十分工事概要を説明しておくこと。

◎騒音，振動の少ない機械，工法を採用すること。

◎特定建設作業の行われる場所をシートなどでおおい，騒音・ばい塵等の防止をはかり工事物しゃへいによる効果を確保すること。

◎機械設備はできるだけ付近住民に影響の少ない場所に設置すること。

◎工事施工管理者は作業員に対して騒音，振動防止の管理及び指導を行うこと。

〈その他〉

市より特定建設作業に関して立入検査，関係人に対する指示，報告徴収の要求があった場合，これを拒み，妨げ，忌避もしくは違反した者は罰則の適用があります。